

岩国地区消防組合火災予防条例の一部改正について

平成 25 年 8 月に京都府福知山市発生した花火大会火災事故を踏まえ、岩国地区消防組合火災予防条例の一部改正を行いました。

主な改正内容



1 消火器の準備

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し※1で、対象火気器具等※2を使用する場合には、消火器※3の準備が必要となります。

(屋内、屋外にかかわらず、消火器の準備が必要です。)

※1 「多数の者の集合する催し」とは

一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、一定の社会的広がりをもつもの。(近親者のみのバーベキュー、幼稚園の保護者が主催する餅つき大会のように相互に面識がある者が参加する催し等は、対象外となります。)

※2 「対象火気器具」とは

液体・固体・気体燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具で、火を使用する器具または、使用することによって火災の発生のおそれがある器具のことをいいます。

コンロ



グリドル



発電機



かまど



わた菓子機



電気コンロ



※3 「消火器」とは

「消火器の技術上の基準を定める省令」(昭和39年自治省令第27号)第1条の2第1項に定める消火器で、**水バケツ・エアゾール式簡易消火器具及び住宅用消火器は該当しません。**なお、使用する消火器は、腐食または破損がない良好なものを使用してください。

水バケツ



エアゾール式簡易消火器具



家庭用消火器



通常の消火器



2 露店等の開設届出書

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しで、対象火気器具等を使用する露店等※4を開設する場合、露店等の開設届出書※5を、あらかじめ消防機関に届け出る必要があります。

※4 「露店等」とは

露店、屋台及び文化祭や学園祭の模擬店も含まれます。

※5 「露店等の開設届出書」

- (1) 基本的に、露店の開設者に届け出ていただきますが、複数の出店がある場合には、主催者が取りまとめて、届け出てください。
- (2) 届け出先は消防本部又は最寄りの消防署、出張所となります。



3 屋外催しに係る防火管理

「指定催し」の指定

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件※6に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、「指定催し」として指定します。なお、指定する際には、あらかじめ主催者の意見を聴き、指定した際には、主催者に通知し、公示※7します。

屋外における催しの防火管理

指定催しを主催する者は、「防火担当者」を定め、「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成させるとともに、その計画に従って火災予防上必要な業務を行わせることが義務付けられました。また、催しを開催する日の14日前までにこの計画を消防機関に提出することが義務付けられました。

罰則について

指定催しの主催者が、上記計画を提出しなかった場合には、30万円以下の罰金が科されることがあります。

※6 大規模なものとして消防長が別に定める要件とは

- (1) 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであること。
- (2) 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。

※7 通知・公示の方法

通知は「指定催しの指定通知書」(書面)によって主催者に行い、公示は催しが終了するまでの間、消防本部掲示板及び消防本部ホームページ上に掲載します。



お問い合わせは 岩国地区消防組合消防本部予防課

0827-31-0196 まで

第 2 1 号様式 (条例第 4 5 条関係)

露 店 等 の 開 設 届 出 書

年 月 日			
岩国地区消防組合 消防長		様	
届出者 住 所			
氏 名			
(電話 ㊟)			
開 設 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	営 業 時 間	開始 時 分 終了 時 分
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
開 設 店 数	消 火 器 の 設 置 本 数		
現 場 責 任 者 氏 名			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 法人又は組合にあつては、法人の主たる事務所の住所、名称及び代表者氏名を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所を示す見取図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。